

## 課題曲演奏にあたっての緩和策

先般各支部連盟と会員連盟の皆様にご協力頂きました実態調査では、中・高のバンドの人数の減少が進み、吹奏楽活動に大きな影響が出るものと危惧するところでもあります。全日本吹奏楽連盟では、昨年度よりその対策の一つとして吹奏楽コンクール課題曲 Q&A の見直しを行い、新たな Q&A として「課題曲演奏の注意事項」を策定いたしました。少ない人数のバンドでも実情に合った演奏ができるようになること、また、人数や編成の充実したバンドにとっても従来通りの取り組みができることで、より多くのバンドが課題曲を演奏してコンクールへ参加いただくことを期待する次第です。

- 1 課題曲のスコアに記載された、オプションを除く全てのパートが揃っている団体は、いかなる変更も認めません。

(注)楽器の調性が指定されている場合は、その調性の楽器を使用してください。指定がない場合、調性は問いません。

例) チューバの調性 (E♭管、B♭管、C管等) は自由。クラリネットやトランペットは記載された調性どおり。

- 2 オプションを除くパートに不足がある場合

(1)オプションを除く全てのパートが揃わない団体は、不足のパートについて、課題曲のスコアに記載のある楽器 (含オプション) によって代替することを認めます。

(2)パートの代替を行なう場合は「作曲者の意図」「作品の書法や個性」を損なわないよう、十分配慮してください。

- 3 指定された楽器がない場合

指定された楽器がない場合は以下に示す代替を認めます。ただし、一部分だけ代替することは認めません。また、課題曲と自由曲の両方を同じ楽器で演奏しなければなりません。

(1)トランペットをホルネット演奏する。

(2)ホルンをメロフォン又は、アルトホルンで演奏する。

(3)ユーフォニアムをバリトンで演奏する。

- 4 『Solo』および『1 player』の扱いについて

Solo や 1 player の指示がある部分を1人で演奏することが困難な場合は、複数の奏者 (同一楽器) で分けて演奏しても構いません。ただし、演奏している奏者は必ず1名です。